

## 法令遵守宣言

本法令遵守宣言は、ここに特定される製品の発売時点での状態についてのみ言及しています。かかる時点以降に追加された部品、行われた取り扱い、実施された変更は、明確に除外されます。本宣言は、関係法令(もしあれば)およびハバジット社の技術文書にて定められた規定に適合しない条件下で製品が使用された場合、無効となります。製品は、繰り返し使用のみを対象としています。

ここに特定される製品が以下の食品接触に関する法令を遵守していることを宣言します。

## PM100DCT-W

本製品には以下が含まれます。 ポリエステル, アクリロニトリルブタジエンゴム

### EU

食品と接触することを意図するプラスチック素材及び製品に関する欧州委員会規則 (EC) No 1935/2004 (改訂された場合はその改訂版) この確認については、関連する第3条、第11条(5)、第15条、第17条を参照してください。

**Regulation (EC) No 2023/2006** on good manufacturing practice for materials and articles intended to come into contact with food as amended.

This material has been manufactured in accordance with the relevant requirements of that regulation.

エラストマーおよび天然／合成ゴムは、プラスチックとは見なされないため、欧州委員会規則(EC) No.10/2011は適用されません。

また、現在のところこれらの材料には、欧州委員会規則(EC) No.1935/2004第5条に準じる特定基準が適用されません。

本製品は、本宣言にて言及されたその他食品接触法令の要求事項を満たしているため、欧州委員会規則(EC) No.1935/2004第3条に適合しています。

**ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR) (BfR:連邦消費者健康保護・獣医学研究所、BfR:ドイツ連邦保健局)の推奨基準 XXI 天然および合成ゴムに基づく商品**

The raw materials used comply with the requirements of this recommendation.

本製品は、本規則で定められた関連要求事項を満たしており、下記への直接接触に適用可能です:

- 別紙IIIの表2に準じる、乾燥した食品タイプ(表面に脂肪性物質がないもの)

室温またはそれ以下の使用用途のみに適しています。

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所(BfR)の基準XXI-1、分類4による移行試験は必要ない。

### USA

**FDA, 21 CFR** parts/sections 177.2600 rubber articles intended for repeated use, 177.1630 polyethylene phthalate polymers, 178.3297 colorants for polymers.

本製品は、本規則で定められた関連要求事項を満たしており、下記への直接接触に適用可能です：

- 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表1のVIIIの食品タイプに記載された、乾燥した食品（表面に遊離脂肪や油分を含有しない、エンドテストを必要としない乾燥固形物）

米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表2に記載された使用条件E（室温下での充填および保存、容器内の熱処理なし）からG（冷凍）

#### 製品の製造と宣言の発行元

Habasit America (Buffalo)  
1400 Clinton Street  
Buffalo, New York, 14206-2919  
USA

Reference: TSE

この文書は電子的に作成されたものであり、署名なしでも有効です。